

2022年度同志社大学大学院司法研究科 前期日程入学試験問題解説 憲法

第一問【解説】

憲法 62 条によって国政調査権が議院に付与されている。国政調査権の性格については、大別して、議院に与えられた他の権限（主として立法権）を実効的に行使するための手段として与えられた権能と解する説（補助的権能説）と、国会が国権の最高機関（41 条）であることに基づき、国権を統括するための手段として認められた権能と解する説（独立権能説）が対立してきた。

しかし、どちらの説に立つとしても、①他の国家機関の権限行使に重大な影響を及ぼすことは許されず、また、②国民の人権を尊重すべきという限界がある。

①については、国会が行政府を強力に監視・統制すべき立場にあることからすると、行政府との関係では、国政調査権は広く認められなければならない。他方、司法府は国会に対してもその独立性は確保されねばならず、司法権の行使に重大な影響を与えるような国政調査権の行使は許されない（具体的には、議院が過去の裁判事件を調査することや、現に裁判所で審理されている事件と同一の事件を並行調査することが直ちに司法権の侵害とは考えられていないが、裁判所の具体的な訴訟指揮を調査し批判することや、個別の裁判の内容の当否を批判するような調査などは許されないと解されている。）。また、司法的性格をもつ検察権の作用についても、これに準じた配慮が求められるとされる。

②については、調査目的と関連性のない、または不当に個人のプライバシーにわたる質問または資料の提出要求を拒むことができると解されている。

第二問【解説】

本問と同様の事情は、今次のパンデミックにおいても生じているというべきであろうが、議論の余地なく論じられるように設定をより厳しいものとしてある。

内在的制約の場合、補償は不要と考えるのが判例（奈良県ため池条例事件・最大判昭和 38 年 6 月 26 日刑集 17 卷 5 号 521 頁）で、これに対して補償を必要とする立場もある（佐藤幸治『日本国憲法論 [第 2 版]』（成文堂、2020 年）352 頁）が、土地がおおよそ利用できないような規制を念頭に置いたもので、本問のような（全面的にはあるにせよ）一時的な営業禁止がそのような場合に該当するかは疑問である。むろん、事業者の生活をどう確保するか、禁止の実効性の確保をどのように図るかは重要であるが、重要な課題が（前者が生存権の問題に達する場合はともかく）常に基本的人権の問題になる訳ではない。

かりに補償が必要な場合、河川附近地制限令事件・最大判昭和 43 年 11 月 27 日刑集 22 卷 12 号 1402 頁によれば、補償は別途裁判上請求可能で、補償の有無は刑事処罰の可否を左右しない。もちろん、このような立場には、必要な補償のない法律は違憲・無効とすべき

ではないかとの批判もあるところではある。